

# 埼玉東部法律事務所

Vol.38

〒343-0816 埼玉県越谷市弥生町3番33号 越谷東駅前ビル5階

URL:<http://saitamatobu-law.jp/>

2015年になりました。みなさま、おかわりありませんでしょうか。

昨年は、野口弁護士が法テラス安芸での勤務を終えて、また、根本弁護士が産休と育休を終えて、事務所の一員として戻って来てくれました。事務所の外にいた間の二人の経験は、かなり違うものですが、それぞれ成長を遂げており、頼もしい限りです。二人の帰りを待っていた弁護士9人も、専門性に磨きをかけ、また新しい分野を開拓するなどして、日々努力を重ねて来たと思います。弁護士それぞれに事件を担当していますが、弁護士同士協力し合うということは昔も今も変わりません。弁護士同士の意見交換、議論討論は、以前にもまして活発になっているはずです。

事務所としては、2013年5月の移転後、夜間法律相談を開始し、法律相談についてアンケートにお答えいただき今後に活かす等の新たな試みを続けてきました。さらに、昨年秋には、事務所のホームページを全面リニューアルしました。未だに敷居が高いと言われるかもしれない法律事務所というものを身近に感じただけますと幸いです。

もちろん、平和問題、貧困問題、労働問題等への積極的な取り組みが変わることはありません。さまざまご期待に添えるよう、所員一同努力して参りたいと思いますので、本年もどうぞよろしくおねがいいたします。

運営委員長 弁護士 田中 浩介

弁護士 佐々木新一

弁護士 山越 悟

弁護士 池永 知樹

弁護士 川崎 憲一

弁護士 田中 浩介

弁護士 斎藤 耕平

弁護士 小木 出

弁護士 北川 浩司

弁護士 野口 千晶

弁護士 根本 明子

弁護士 富田 亮

事務局一同

## CONTENTS

弁護士近況／リニューアル継続中／民法（債権法）が変わります／憲法に関する勉強会を通して／憲法ママカフェ講師やります／事務局紹介／法律相談のご案内

Photo :  
Shinichi Kawasaki



**戦前に  
させないために**



**弁護士 佐々木新一**

Sasaki Shinichi

あいかわらず事務所と裁判所と会議、軽く一杯、土日デスクワーク、出張+一泊というスタイルに変わりはないのですが、さすがに「そろそろ変えなくっちゃ」と言い聞かせています。誰かさんが暴走するので、少しばかり抵抗しなければと思いビルもまきます。その意味で代わり映えのない日常です。本も読みますが、昨年は刺激を受けた実感はあまりありませんでした。その中では新潮文庫の「日本海軍400時間の証言」が出色です。内容もさることながら、この取材過程の記者達の探求心と感受性には大変感心しました。この間の朝日バッシングは異常で「戦前とはこういう事態を言うのか」と思い知りましたが、抵抗するジャーナリスト達の闘いもあると言うことが分ります。と書いたところで、岩波新書の「原発と大津波 警告を葬った人々」を読みました。「専門家」を名乗る者にとって必読です。

**還暦・初心に帰って  
頑張ります**



**弁護士 山越 悟**

Yamakoshi Satoru

明けましておめでとうございます。

昨年は、憲法について改めて考えました。定評のある芦部先生の教科書を買って初めて読み、凝縮された文章に感心し、押しつけ憲法論に関するバランスの良い理解に納得しました。国際法の教科書を読み、国連憲章のバランス感覚も考えました。25条も大事だと社会保障の経済学という教科書を衝動買いし、数式に驚いて棚上げしています。

今年還暦になりますが、仕事も勉強、諸事勉強、幸い好奇心があり読書欲は衰えません。ただ、少し分かったような気になっても、また分からぬことが出てきます。孔子は60才にして耳に順うと言ったのですが、とてもとても動搖は無くなりません。そこでまた読書です。多忙で時間に追われていますが、理解を深めてお役に立てればと思います。今は、読書より仕事だろという声も聞こえます。

**弁護士会  
支部長職に就いて**



**弁護士 池永 知樹**

Ikenaga Tomoki

本年度、埼玉弁護士会越谷支部長を務めており、支部管内の弁護士サービス拡充に努めています。近年、当エリアでも弁護士数が飛躍的に増加し約100名に達する勢いです。サービスの空間的拡がり(各自治体エリアへの法律事務所開設)、時間的拡がり(夜間・土日相談導入)、分野の拡がり(分野別専門相談導入)などが進みました。また意識的に進めていきたいと思っています。もっとも、弁護士が考えているサービスと、利用者が求めているサービスとの間にはまだまだギャップがあると思います。この分野の世界的権威であるパスコウ・プレザンス教授(ロンドン大学)は、法律サービスが最高度に到達している先進国においてもなお存在するこのギャップについて、「人々は世の中を法律家の眼では見てはいない」「法律家は世の中を人々の眼では見てはいない」と整理しています。このギャップに敏感でありたいと思っています。

カジノ解禁推進法案に  
反対します



弁護士 川崎 慎一

Kawasaki Shinichi

カジノ解禁推進法案が国会で審議されています。これは、会議場施設、宿泊施設、レクリエーション施設などからなる民営の特定複合観光施設の整備を推進することは地域経済の振興に寄与するとし、この特定複合観光施設の中にカジノを含めるというものです。しかし、2013年の調査では、我が国のギャンブル依存が疑われる人の数は約536万人、成人の約4.8%に達するとされています、これは、アメリカ(レイジアナ)の1.58%、フランスの1.24%などと比べて高い数値となっています。ギャンブル依存は本人を破滅させるだけでなく、家庭内暴力、児童虐待など周囲の人にも大きな悪影響を及ぼします。また、民営を認めるので、反社会的勢力の関与も危惧されます。このように、カジノ解禁には、経済効果では正当化できない問題点が多いので、カジノ解禁推進法案には、反対します。

健康も平和も



弁護士 田中 浩介

Tanaka Kosuke

県内のとある病院の広報誌の題名が（トルストイの名作をもじったか）「けんこうと平和」というものです。

健康が大切であることはもちろんです。しかし、働きすぎ等で健康を害してしまい「労災」(過労死等)と認められる件数は、一向に減りません。昨年、過労死防止対策等推進法がやっと成立しましたが、この法律が活かされて、過労死等が激減することを願っています。それに引き換え、いくら残業をさせても残業代を払わなくてもよいなどという制度は、ワークライフバランスを無視し、過労死防止も阻害しかねないものであり、認めることはできません。

自分自身はどうかといいますと、健康に気を遣おうという意欲には並々ならぬものがありますが、実践がなかなか伴いません。心をいれかえ、まずは、夜更かしないこと(あるいは、毎日、伝右川沿い散歩とか)でしょうか。

健康の話ばかりしましたが、もちろん、平和もまた尊いものであり、無益な紛争・戦争は絶対に起こしてはなりません。

そのような次第で、健康と平和のために、良く考え、運動もすることに努めていきたいと思います。

I M A G I N E



弁護士 斎藤 耕平

Saito Kohei

弁護士という仕事をしていると、ときどき、「どうして悪い人の弁護を引き受けるんですか」と聞かれことがあります。私は、そういうとき、「自分がその『悪い人』の立場になってしまったときのことを想像すると、きっとわかると思いますよ」と答えるようにしています。

最近、自分と違う立場・価値観に対して世の中が寛容さを無くしてしまったように思います。ヘイトスピーチしかし、生活保護バッシングしかし、辛らつな言葉で相手を徹底的に攻撃する人たちは、きっと、自分が攻撃される立場になるかもしれないことを想像できないのです。

いつか自分が『悪い人』になってしまったら、言いたいことも言えず、一方的な攻撃を受け入れるしかないのか。そうではありません。そのために、弁護士という仕事があります。たいへんですけど。

**憲法学習会の  
講師を経験して**



**弁護士 小木 出**

Ogi Izuru

憲法9条の改正をめぐって議論が活発化しており、私も、憲法学習会の講師要請をいただくことが増え、憲法改正について、一般市民の方々の関心の高さを肌で実感しています。

日頃、憲法に関心の薄かった一般市民の方々が危機感を持ち、2、3人の集まりから、口コミで人が集まり数十人が学習会に集まつた例もあります。

学習会においては、参加者の方々から「今、私たちができることは何がありますか?」という質問をよく受けます。

「今、私たちができること」、学習会で学ぶこと、市民集会に参加すること、ビラを配ること、デモ行進をすること、請願権行使すること、選挙に投票に行くことなど。

一人一人の小さな取り組みが大きな力になると信じて、私も、憲法改悪を阻止するため、力を尽くしたいと思います。

未来を担う子ども達の笑顔を守るために。

**最近思うこと**



**弁護士 北川 浩司**

Kitagawa Koji

社会の動きはとんでもないことがいろいろありますが、年明け早々ですし紙幅が限られますので小難しい話はやめます。昨年も短い字数で無理に詰め込もうとして失敗しました。

これを執筆しているのは11月下旬です。秋を堪能する間もなく今年があと40日も残っていないと思うといっそう郷愁が募ります。

小学生の頃、下校途中の通学路の雑木林での栗拾いをふと思いつきます。ほとんどは虫食いでいたが。あの明るい林の中の道はいまどうなっているだろうなどをぼんやり考えるのは私もだんだんいい歳になってきたせいかもしれません。

思い出すといえば最近なぜか思い出したのは幼い頃亡き祖母が毎朝仏壇に向かって唱えていた正信偈と念佛和讃の独特の節回しです。試しにネットで検索したら称名の音源がいくつもヒットし、今どきはお寺さんもネットの時代に合わせた努力をされていると思いました。

**戻ってきました**



**弁護士 根本 明子**

Nemoto Akiko

一昨年秋から出産・育児のためにお休みを頂いていましたが、昨年7月末に復職しました。

時々、「弁護士の仕事と子育ては、どちらが大変か」という質問をされます。私の答えは、ありきたりかもしれません、「性質が全然違うので、どちらとは言えません」。

弁護士の仕事は、難しい法律問題に関する書面の作成や裁判所での長時間の尋問等、軽い負担とは言い難い仕事もありますが、事件が解決して依頼者から感謝される等、達成感を感じやすい面があります。他方、育児（特に育休中）は、かわいい我が子の世話をする喜びはありますが、終わりも金銭的対価もない上、世間から取り残されたように感じることもあります。

出産・育児を経験し、これまでとは考え方・感じ方が変わったところもあります。毎日は慌ただしく過ぎていきますが、今年も元気に仕事と育児に奮闘したいです。

## それぞの道



弁護士 富田 亮

Tomita Ryo

つい先日、インターネットのニュースを読んでいたところ、見覚えのある名前が目に飛び込んできました。私がSEだった頃、一緒に仕事をしていた会社の元同僚の名前でした。よくよく記事を読むとITとは全く掛け離れた美容関係の会社を起こし、様々なメディアに出演したり執筆したりしているようでした。元同僚がまさか美容の道に進むとは思ってもいなかったので、とても驚きましたが、自分の好きなことを専門の仕事として生きて行く道を選んだのだと思います。

元同僚には中小企業診断士を取って会社を起こした人や自分でIT会社を起こした人もいます。起業をせずとも熱心に仕事に取り組んでいる元同僚もたくさんいます。かつての同僚たちがそれぞれの分野で頑張っている姿に刺激を受けつつ、私も弁護士業務に打ち込む日々を送っています。

## 人の生き方って…



弁護士 野口 千晶

Noguchi Chiaki

最近、女性の相談者の方と雑談していると、「どうして弁護士になったのですか?」と、目をキラキラさせて聞かれることが増えました。女性の社会進出が増えていよいよいいながらも、パート、派遣社員という、継続的とは言ひがたい労働条件の中で女性は悩みを多く持たれているのだな?と実感しております。

私も、公務員、派遣社員等様々な仕事をさせていただいて、今、弁護士の端くれをさせていただいております。人からみれば、「変わっている」という評価もあるかもしれません。ですが、人それぞれ様々な生き方があり、「変わっている」という評価の基準は曖昧です。自分にとって心が安まる生き方と一緒に模索できるといいな、と思いながら、日々、相談業務に携わさせていただいております。今年1年が、皆様にとって穏やかな年になることを願っています。

継続

## リニューアル中です

一昨年の事務所移転を皮切りに、施設設備面や運営体制面のリニューアルを行ってきましたが、その後も様々な取り組みをしています。

## その1 ホームページをリニューアルしました

事務所のホームページをリニューアルしました。

これまでのデザインを一新し、トップページを見やすくしたり、取扱事例を挙げて、業務内容を分かりやすくしたりしました。

またブログを開設しました。弁護士と事務局スタッフが、仕事にプライベートに、硬軟を織り交ぜながら、更新していく予定です。ぜひご覧ください。

## その2 法律相談のweb受付を開始しました

事務所のホームページから法律相談のメールでの予約受付を開始しました。営業時間外での予約受付が可能になりましたので、ぜひご利用ください。

私たちは、これからも利用しやすい法律事務所を目指して、努力と工夫を続けてまいります。





# 民法(債権法)が変わります

## – 改正のポイント –



### なぜ変えるのか

今年2月の通常国会に、民法(債権法)の改正要綱が提出される予定です(2014年11月21日現在)。法曹界ではそれなりにホットな話題ですが、あまり報道もされないので、初めて聞いた、という方も多いのではないかでしょうか。

民法は明治29年にできました。その後、カタカナからひらがなに変わったり、新しい制度が組み込まれたりしましたが、大部分は変わっていません。つまり、100年以上前の法律を、今もほとんどそのまま使い続けているのです。条文を柔軟に解釈したり、法律のすき間を判例で埋めたりして乗り切ってきましたが、そのせいで、民法の条文が専門家しか分からぬものになってしまいました。そのため、現代社会に適した、一般市民にわかりやすい民法に改めよう、ということになったのです。今回の改正(案)の規模は、日本民法が始まって以来の大型アップデートです。

### 何が変わるのか



今回の改正で、今の生活が極端に変わることはできません。それでも、民法は取引社会の基本ルールを決める大事な法律ですので、それが変わるということは、多少の影響がでてきます。

改正点は多岐にわたりますが、私たちの生活に関連が大きそうなものとして、①保証制度、②消滅時効、③法定利率、④約款の規制の4つが挙げられます。

### 個人保証制度の見直し

日本では、いろんな場面で(連帯)保証人を求められてきました。親族や友人の保証人になったために、債権者から過大な請求がされ、自殺の原因になったり、人生のリスタートが困難になったりといったケースが頻発しました。このような保証被害を食い止めるため、極度額の定めのない個人根保証は一般的に無効とすることや、事業者の貸金債務のための個人保証には公正証書を必要とする(ただし、経営者やその配偶者等は例外)ことが盛り込まれました。

### 消滅時効

これまで、債権者が権利を行使できるときから10年で債権の消滅時効が完成する条文になっていましたが、それとは別に、債権者が権利行使できることを知ったときから5年の期間を設けて、先に期間が満了になったときに消滅時効が完成する案が採用されました。5年の時効期間が先に満了することが多いので、事実上、時効期間が短くなります。

### 法定利率

当事者間で利率の合意がない場合、現在は5%の法定利率によることが決められていますが、これを3%に下げ、3年おきに利率を見直すことが提案されました。この法定利率の見直しは、実は交通事故で後遺症を負った場合の逸失利益の賠償額の増額につながる(中間利息控除の問題)のですが、その分、自動車保険料が増額される可能性があります。

### 約款の規制

保険、公共交通機関の契約などで使われる、あらかじめ決められた契約内容を「約款」といいます。約款は複雑で難解なので、契約するときに内容を詳しく確認する人はほとんどいません。約款の内容が不適切にならず、業者側と消費者側で立場の強さに差が出ないよう、民法で規制することが検討されています。しかし、財界から強硬な反対を受けており、改正要綱に盛り込まれるかは不透明な状態です(2014年11月21日現在)。

以上、主なポイントを挙げました。いずれも、私たちの生活に直結するものです。ぜひ、改正手続に注目してみてください。



弁護士 斎藤耕平





## 憲法に関する勉強会を通して

地方に3年もいると、都会の動きについていけない、と強く思ったことの一つが集団的自衛権、特定秘密保護法に関する動きです。まさか、このことで自分が人様の前でお話をするとは思ってもいませんでした。女性の団体からの希望が多く、不勉強な私にもおはちが回ってきたという状況でした。

こちらに戻って、10ヶ月の間に、4カ所ほどで、合計7回お話をさせていただきました。その時の題材は、集団的自衛権を強く希望される方、特定秘密保護法を強く希望される方、様々です。「日本は戦争をする国になってしまふのか?」という点に不安を持ち、勉強会の主催や参加をされています。このような意識を持たれる方の多くは女性です。「自分の息子が、自分の孫が戦争に行くことになるかもしれない。」「そんなことになったら、『なぜ、あのときお母さんは、おばあちゃんは、こんな法律改正を止めてくれなかつたのか?』と詰問されてもしようがないことになる。」「今、私たちに何ができるだろうか?」「若い世代の方にも、もっと勉強してもらいたい」などの思いをもって、私たちにお声をかけてくださいます。

私のような不勉強の人間と違い、皆さん、熱心にインターネット、新聞等を駆使して、情報収集を怠らない方ばかりですので、私ができることは、頂戴した情報を、現在の法制度等に照らし、問題点を抽出するという作業がほとんどですが、皆さんのバイタリティーに圧倒されながら、一緒に勉強させていただいております。

「時の政府が行なうことが特定秘密保護法で隠され、いつの間にか、集団的自衛権行使という名の下に侵略戦争にかり出されてしまうかもしれない」という状況になっているのではないか、と皆さんとの勉強会を通して、強く危惧しております。

一緒に勉強をしてみたい、という思いがおありの方は、是非、当事務所までご連絡をいただけましたらと思います。

弁護士 野口 千晶



## 憲法ママカフェ講師やります

集団的自衛権って何のこと? 特定秘密保護法ってどんな法律? そもそも、憲法って私たちの生活と関わりがあるの?? そういう内容を学ぼうと、お母さんたちが自主的に「憲法ママカフェ」を開催する活動が広まっています。



昨年11月、埼玉県東部地域にて、2つの「憲法ママカフェ」で講師を務めました。2つの「ママカフェ」とも、地域のお母さんたちが、みんなと勉強する場を作りたいと考えて企画し、参加者を募り、弁護士に講師を依頼して、開催されたものです。両日とも赤ちゃんを連れたお母さんたちが多数参加されました。講義後、参加者に、自由に意見交換をしてもらったところ、やはり、「集団的自衛権が認められたら、我が子が戦争に行くことになるのか」という点に高い関心があると感じました。

無料で講師をお引き受けしますので、お電話にてご依頼下さい(勿論、「ママ」でない方もご依頼下さい。)。

弁護士 根本 明子